

卷頭言

子どもの人権をめぐつて

黒田成子

園児募集の秋が近づくと筆者の勤める園にも問い合わせの電話がかかってくる。からなづきがれることは保育時間の長さ、給食や通園バスの有る無しである。保育内容についても、遊びは子どもが遊ぶことではなく、文字や歌や体育などを今流行の遊びを通して教えてもらう事を期待している様である。そのどれも無い。

れ、ケアされる者として考えられていた。それが「権利宣言」で子どもが自身が権利の主体であると位置づけられたことは大いに評価されたことを記憶している。さらに一九八九年には子どもが自分から権利行使できる者として位置づけられたことは大きな前進である。

当園は全く期待はずれになる。子ども自身が主役となる保育とは何か？ を再び問われる時期でもある。

た「子どもの権利条約」のことを考えてみたい。

前に国連から「子どもの権利宣言」が出たのである。

それまでは子どもというものはおとなによつて保護さ

権利条約は一九九二年三月で一二三か国が批准したが、日本はまだある。一日も早く批准され、子どもとの幸せを願う多くの人々が関心を持つことを願う。昨年十一月、世界幼児教育機構（O M E P）日本委員会の主催で「子どもの権利条約」のフォーラムが東京で開催されている。

「子どもの権利に関する条約」は五四条から成り

立っているが、その第一二条の「意見表明権」という条文では「…その子どもに影響を与えるすべての事柄

について、自由に自己の見解を表明する権利を保証する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」とある。つまり、おとなはじっくり腰をすえて子どもの意見を聞くことがまず大切である。

子どもの意見を尊重し、耳を傾けて聞くことが子どもの身勝手さをつのらせるにはならない筈である。むしろわれわれが子どもに聞くという姿勢をとることによって、子ども自身もまたわれわれの考え方を理解してくれるのではないか、という長谷川重夫氏（東京育成園園長）のことばに共感をおぼえる。

「権利」ということばにはしばしば抵抗とか勝ちどるというニュアンスが感じられる。しかし権利には責任や義務、あるいは社会への貢献というものが当然ついてくる。相手の権利を尊重することは相手の立場にたつことであると思うと、この権利条約を通して子ど

もに人間らしい愛をもって対応しようとしている基本精神がうかがわれる。

子どもの登校拒否、いじめ、体罰、家庭崩壊など、さまざまの困難な問題があとを絶たない現代社会である。この中もあり、事故や事件がおこるたびに責任者や当事者は一度とこうした事が起きないようと言つて詫び、原因を探つて陳謝する。それは当然のことであるとしてもそこで止めれば根本問題への問い合わせにならぬ。長い目で見る時、われわれは「子どもの人権を尊重しているか」「子どもの最善の利益が優先しているか」を問いつづけなければならない。

子どもの権利と同時に親の問題がある。子育ての悩みを持ちより、何が子どもにとって最善の生活かをとりあげ、子どもの人権をめぐってざくばらんに話し合える場として園も地域の中で役割があると思う。親や保育者がどこまで親身に子どものことを考え合えるかが基本ではないだろうか。